

指定緊急避難場所の 壱里山公園が移転しました

壱里山公園の移転整備工事が完了したことに伴い、指定緊急避難場所を次のとおり変更しました。

指定緊急避難場所とは、災害の危険から緊急的に避難し、身の安全を守るための場所です。災害の種類別(地震、洪水)に指定していますので、近くの指定緊急避難場所がどのような災害に対応しているのかを市ホームページや行田市民便利帳などで確認しておきましょう。

壱里山公園 【地震】使用可 【洪水】使用不可



▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

違反対象物の公表制度が 運用開始されます

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表することにより、利用者らの防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化および消防用設備などの適正な設置促進を目的とした制度です。

▶公表の対象となる建物 飲食店や物品販売店、旅館などの不特定多数の方が利用する建物、社会福祉施設や児童福祉施設などの1人で避難することが困難な方が利用する建物です。

▶重大な消防法令違反 消防法令などによって定める基準に従って設置しなければならない屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備について、設置義務があるにもかかわらず、当該設備(消防法令の規定による代替となる設備を含む)が設置されていないもの

▶公表の方法 市ホームページに掲載

▶公表する内容 対象物名称、所在地、法令違反の内容、その他必要事項など

▶問い合わせ 消防本部予防課☎550-2121

防災行政無線定時放送の メロディーを変更しました

4月1日に、防災行政無線から午後5時に流れる夕方のメロディーを変更しました。変更後は、TBSテレビ日曜劇場『陸王』の劇中歌であった「ジュピター」の原曲である「木星」を放送します。

月	変更前	変更後
4~9月	夕焼け小焼け	木星
10~3月	ふるさと	

※市では、防災行政無線の機器が正常に作動することを確認するため、毎日1回夕方5時に定時放送を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

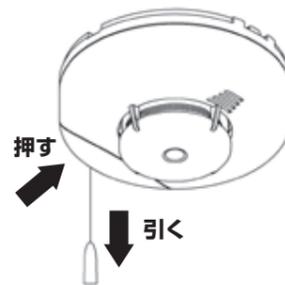
点検していますか 住宅用火災警報器

就寝中に発生した火災による逃げ遅れを防ぐため、市では、平成23年6月1日から全ての住宅の寝室などへの住宅用火災警報器の設置が義務となりました。

設置義務化後、早期に設置した家庭では、設置から6年以上が経過しています。機器によっては、経年劣化による電池切れなどの機能障害が発生し、正常に機能しない可能性があります。そのため、日頃から「点検」と「お手入れ」をすることをお勧めします。

▶点検頻度 1カ月に1度を目安に居住者自ら点検を行ってください。

▶点検方法 点検ボタンを押す、または引きひもを引くことで点検(点検音が鳴ります)することができます。※機種により異なるため、取扱説明書で確認してください。



作動しない場合

機能不良の可能性がありますので、取扱説明書に記載されている問い合わせ先に連絡するか、新しい住宅用火災警報器との交換をお勧めします。

▶手入れ方法 感知部にほこりなどが付着すると火災を感知しにくくなりますので、定期的中性洗剤に浸して十分に絞った布で汚れを拭き取ってください。

▶問い合わせ 消防本部予防課☎550-2121

運転免許証自主返納者支援制度を活用ください

市では、自主的に運転免許証を返納した方に、タクシー利用券を交付しています。

▶対象 市内に居住し、かつ住民登録している方で、公安委員会発行の「運転経歴証明書」をお持ちの方(行田市福祉タクシーの登録を行っている方は対象外)

▶内容 初乗り運賃相当額(上限730円)のタクシー利用券(1年度分24枚つづり)を交付します。

▶申請に必要なもの

- 運転経歴証明書の写し
- 印鑑(朱肉を必要とするもの)
- 代理人が申請する場合、代理人の身分が証明できるもの

▶申請場所 防災安全課

▶その他 運転経歴証明書については、運転免許センター(☎543-2001)または行田警察署(☎553-0110)へ問い合わせください。

▶問い合わせ 同課交通担当(内線284)

4月から自転車損害保険加入が 義務化されました

全国各地で自転車事故による高額賠償請求事例が多発しており、被害者の救済と加害者の費用負担が問題になっています。こうした状況の中で、県では「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を改正し、自転車利用者などに対する自転車損害保険への加入を義務付けるとともに、学校や職場などにおける保険加入確認を努力義務にしました。

万一の事態に備え、加入状況を確認しましょう。自転車本体が損害保険に加入している場合(TSマーク)もありますので、重複加入にご注意ください。なお、詳細は県ホームページをご確認ください。※行田市交通災害共済は、自転車損害保険ではありませんので、ご注意ください。

▶問い合わせ 防災安全課交通担当(内線284)

行田市デマンドタクシーの指定乗降場所を更新しました

市では、市内循環バスなどの停留所までの移動が困難な75歳以上の高齢者および障害をお持ちの方の移動手段を確保するため、平成29年度から「行田市デマンドタクシー事業」を実施しています。このたび、4月1日付けで指定乗降場所の更新を行いました。追加・廃止となった指定乗降場所は、次のとおりです。

なお、4月1日からは、廃止となった指定乗降場所でデマンドタクシーの利用はできませんのでご注意ください。

行田市デマンドタクシー事業指定乗降場所更新(追加・廃止)一覧

《追加》4月1日から指定乗降場所として利用できます。

A 医療機関・調剤薬局		E 商業施設・店舗など		E 商業施設・店舗など	
A-74	薬局アポック 行田店	E-37	宮脇書店 行田店	E-59	さくら理容室
A-75	行田駅前薬局	E-38	中国菜館 福龍	E-60	HAIR SHOP YOU-1
A-76	土橋薬局	E-39	榎本理容所	E-61	パーバー ヨシイケ
A-77	フレンド薬局	E-40	理容 斉盛軒	E-62	いりそ理容館
A-78	ふじみ薬局	E-41	パリーシャン理容室	E-63	カットサロン・ロード
A-79	さくらヶ丘調剤薬局	E-42	理容 タカハシ	E-64	ヘアーサロン・アイ
A-80	加村薬局	E-43	理容室 マルヤマ	E-65	行田パーバー
A-81	フジイ薬局	E-44	アサノ理容室	E-66	髪業師
A-82	パルシィー薬局	E-45	ヘアーサロン 清水	E-67	ヘアーサロン・エリカワ
A-83	大島薬局	E-46	たかの理容店	E-68	理容 ふくしま
A-84	ミキ薬局 埼玉行田店	E-47	理容室 ヤング	E-69	サクライ理容所
B 鍼灸・接骨・整骨・指圧院		E-48	理容 えりかわ	E-70	理容 やまがた
B-22	クボタ指圧院	E-49	理容 サワダ	E-71	理容 さいとう
D 福祉関連施設(障害者)		E-50	ヘアーサロン いまい	E-72	床屋 貴公子
D-31	グループホーム ルーチェ	E-51	理容室 まちだ	E-73	エアー セントラーレ
E 商業施設・店舗など		E-52	ヘアーサロン KID	E-74	モードヘアー 大塚
E-31	美容室 サン・ルージュ	E-53	ヘアーサロン オオヌマ	E-75	ヘアーサロン なかじま
E-32	旭工業(株)	E-54	笑楽理容店		
E-33	ベルヴィ アイピア	E-55	田端理容所		
E-34	マルサン洋品店	E-56	ヘアーサロン サカネ		
E-35	サカタメガネ 本店	E-57	坂根理容館		
E-36	サカタメガネ 壱里山店	E-58	渡辺理容室		

《廃止》4月1日から指定乗降場所として利用できません。

A 医療機関・調剤薬局	
A-16	こばやし小児科・内科
A-21	高梨医院
A-29	松岡小児科医院
A-64	藤村歯科医院

▶問い合わせ 地域づくり支援課暮らし安心担当(内線252)